御杖村立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年４月１日

御杖村教育委員会

１．　計画の趣旨と現状

（１）計画の趣旨

国の学校における働き方改革を含む教育職員を取り巻く環境整備については、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成３１年３月１８日付け文部科学事務次官通知）に基づき取組が進められてきた。そこには、教育職員の長時間勤務等の状況の改善や心身ともに充実し「働きやすさ」と「働きがい」を両立させ、生き生きと子どもたちと接することができる環境整備の推進が求められている。

前述の働き方改革を受け、本村の教育職員の業務量の適正化や健康の確保を進めることは、「ふるさとでの学びを活かし、新しい時代を切り拓く心豊かな子ども」をはぐくむために、教育職員が子どもたちと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質の向上を通した、「全ての子どもたちへのよりよい教育の実現」につながる喫緊の課題である。

（２）本村の現状

本村では、令和５年２月２０日に、所管する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「教育職員の業務量の適切な管理とその他の健康及び福祉の確保を図るための方針」を定め、教育職員の在校等時間の管理とその縮減、健康の確保について取り組んできた。

【令和６年度の時間外在校等時間の状況／御杖村】

	年平均	月４５時間を上回る割合	月８０時間を上回る割合
小学校	月１３時間	０％	０％
中学校	月２１時間	５.６％	０％

【令和７年度学校における働き方に関するアンケート／働きがいの指標】

	奈良県で働き続けたい	学び続け成長を感じている	教職員同士の協力や支え合いを感じている	ワークライフバランスが確立されている	適切に評価・尊重されている
奈良県	4.07	4.02	4.17	3.20	3.63
御杖村	4.40	4.55	4.55	3.90	4.55

【令和６年度心の健康チェック事業ストレスチェック／公立学校共済組合】

	高ストレス者の割合	健康リスクの値
組合全体	11.4%	男性　87.7
		女性　80.6
御杖村	4.3%	男性　57.7
		女性　56.8

２．　目標

（１）時間外在校等時間に関する目標

各教育職員の時間外在校等時間について、国の指針で定める上限時間（１箇月時間外在校等時間：４５時間、１年間時間外在校等時間：３６０時間）をもとに以下のように数値目標を設定する。

・１箇月時間外在校等時間が４５時間以下の割合を９０％とする。

・１年間における１箇月時間外在校等時間の平均を３０時間程度とする。

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を以下のように設定する。

・年間の年次有給休暇の取得日数を２０日以上にする。

・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を５％以下とする。

・ストレスチェックにおける健康リスクの値を８０以下とする。

・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを感じる学校経営を目指す。

３．　計画の期間

令和８年４月１日から令和１２年３月３１日までとする。

４．　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

イ　教育職員以外が担うべき業務の改善

・登下校における通学バス停留所までの見守り活動

・放課後から夜間における校外の見回り等

・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等における対応の困難な事案

ロ　教育職員以外が積極的に参画すべき業務の改善

・調査、統計等の精選

・体育館等の施設、設備の管理

・休日の運動部活動の運営（令和８年度より、休業日における運動部活動をみつえジュニアクラブ等による運営・指導体制の構築）

ハ　教育職員の業務ではあるが、負担軽減を促進すべき業務の改善

・スクールサポートスタッフの配置（授業準備、学習評価や成績処理等の業務）

・支援が必要な児童生徒並びに家庭への対応（ＳＣ・ＳＳＷ等の校内会議への参加を促進し専門的な知見を有効に活用し、教育職員と連携・協働した支援体制の構築）

・地域学校協働活動推進員の配置

・校務支援システム導入等による校内ＤＸの推進

・特別支援教育支援員の配置

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

・教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で適正な時数となるように設定する。特に、標準時数を大幅に上回っている場合には、学習指導要領に沿って見直す。

・恒例化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、校時表や活動時間の設定など、適切な見直しを行う。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

・１箇月時間外在校等時間が８０時間を超えた教育職員に医師の面接による保健指導を受けさせる。

・１１時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

・ストレスチェックを実施による集団分析の結果等を活用し、職場環境の改善に取り組む。

・学校における定時退校日を週１日設定するとともに、長期休業期間中に５日間程度の閉校期間を設ける。

5．　関連する取組

・本計画の着実な実行を図るため、教育職員の在校等時間の状況を把握し、学校運営協議会や定例教育委員会、総合教育会議において報告する。
・また、児童生徒の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保のために、関係機関との連携を図る。
・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員や業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている場合は、速やかに状況の改善を目指した支援・指導を実施する。
・学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、本計画の周知を行うとともに、研修を含めた教育委員会からの支援を行う。また、学校においては、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会の協議も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

6．　関連方針等

教育職員の業務量の適切な管理とその他の健康及び福祉の確保を図るための方針
御杖村立学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する規則
御杖村立学校等職員の過重労働による健康障害を防止するための対策実施要綱